様式第15号（第10条関係）

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（電気自動車等導入促進事業）

事業報告書

　飯田市長

申請者　住所　〒399-2431

飯田市川路 番地

氏名　 印

電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、電気自動車等導入促進事業を実施したので、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第10条の規定による実績報告に係る事業報告をします。

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

捨印欄

ＥＶ・ＰＨＥＶ：蓄電容量×１／２×４万円／ｋＷｈ

上限…ＣＥＶ補助金の銘柄ごとの補助金交付額

ＦＣＶ：ＣＥＶ補助金の銘柄ごとの補助金交付額

２　事業報告

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | 必要書類（☑を記入） |
| ・対象車両に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 車両の仕様 | ＥＶ　・　ＰＨＥＶ　・　ＦＣＶ |
| メーカー |  |
| 車名及びグレード（注１） |  |
| バッテリー容量（注２） | ｋＷｈ |
| 納車予定日 | 令和 年　　月　　日 |
| 購入に要した費用(一般…税込、事業者…税別) | 円 |

 | □販売事業者と契約を締結したことがわかる書類□費用の支払を証明する書類□自動車検査証の写し□使用の本拠の建物の全景がわかる写真□登録番号が確認できる車両の写真□飯田市災害時協力登録車制度の登録申込書□＜事業計画書に添付したものから変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類 |

注１　対象の車両は、再エネ発電設備と接続して充電を行う新車であり、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（ＣＥＶ補助金）の対象として登録された銘柄に限ります。

注２　電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合に記入してください。

注３　対象となる蓄電池は、太陽光発電設備の発電設備から発電される電力を蓄電されるものとします。なお、接続先の太陽光発電設備において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得している場合は、補助の対象となりません。